

10月の税務カレンダー

住民税普通徴収 第3期
国民健康保険税 第4期
長崎市ホームページより



インボイス制度 従業員が経費を立て替えた場合の対応について

インボイス制度のもとでは、原則として下記の必要事項が記載されたインボイス等を保存しておくことが、仕入税額控除の要件となります。

(注) 消費税の課税方式を本則課税と選択している事業者の場合

【適格請求書等(インボイス)の必要事項】

- ①発行事業者の氏名又は名称・登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額・適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥受領する事業者の氏名又は名称

事業活動においては、従業員が経費を立て替える場合があります。その際、領収書等の宛名が「会社名」ではなく、「従業員名」で領収書等を精算することもあるでしょう。その場合、領収書等の宛名が、上記の必要事項

⑥の受領する事業者の氏名又は名称ではないため、仕入税額控除の要件を満たさないこととなります。

従業員が経費を立て替えた場合、会社が仕入税額控除をするためには「立替金精算書等」を作成します。従業員宛のインボイスの補足として、必要事項を記載した立替金精算書等を作成し、領収書等と紐付けて保存することで仕入税額控除の要件を満たすことができます。

立替金精算書等には社内文書ではあっても、必ず会社名(事業者名)の記載が必要です。

〈立替金精算書の記載例〉

立替金精算書	
提出日	令和5年10月31日
株式会社××××	宛
支払日	令和5年10月10日
内容	空気清浄機代として
支払先及び登録番号	株式会社△△商店 T1234567890123
支払金額	33,000円(うち消費税 3,000円)
担当者氏名	立替花子 印
メモ	

社名(事業者名)の記載が必要

登録番号の記載は任意

消費税の内訳の記載は任意

立替金精算書等の様式は既存の様式に必要な事項を追加して使用することも可能です。

ひな型をご用意しておりますので、担当者にお問い合わせください。

〈郷くんち=「大浦くんち」をご存知ですか? 10月14日から15日開催!〉

西山の諏訪神社で行われる「くんち」は10月7日から9日にかけて無事開催されました。コロナ禍等の問題があり4年ぶりの開催となりました。8日はあいにくの雨となり、一部の催し物が中止となりましたが、長崎市の中心部は久しぶりの人出となったようです。

ところで、長崎市では西山の諏訪神社以外の神社でも「くんち」が行われており、「郷くんち」と呼ばれています。カワサキ会計事務所がある大浦一帯でも、大浦の諏訪神社で「くんち」が14日(土)及び15日(日)にかけて、石橋電停の周囲に「御旅所」を設置し、神社への奉納踊り等が行われます。よろしかったら、祈りの三角ゾーン(大浦諏訪神社、大浦天主堂、妙行寺)へのお参りも兼ねて出かけては、いかがでしょうか?